

# 定期健康診断における有所見率 の改善対策について

～ 事業者、衛生管理者等の皆様へ～

岡山労働局 労働基準部 健康安全課

## はじめに

近年、定期健康診断の結果、何らかの異常所見を有する労働者の割合(有所見率)は増加傾向を示しております。

また、脳・心臓疾患(くも膜下出血・脳梗塞・心筋梗塞・狭心症等)による労災支給決定件数は高水準で推移しており、さらに国民の多くが生活習慣病と総称される高血圧症・高脂血症・糖尿病等に罹患するか、又はその予備群になっているとされております。

脳・心臓疾患の発症に関しては、生活習慣病がその下地になっているとされており、定期健康診断の検査項目のうち、

・血圧 ・肝機能 ・血中脂質 ・血糖 ・尿中の糖 ・心電図

等の各検査における異常所見が深く関係していることが医学的に認められております。

各事業者においては、労働者の健康を確保するための第一の条件として、定期健康診断有所見率の改善(=生活習慣病の予防)を図る必要があります。

なお、定期健康診断有所見率の改善のためには、事業者が行う措置のみならず、当然のことながら、労働者自身においても「有所見を改善する」という強い自覚・信念を持って日常生活を送る必要があることから、各事業場においては労使一体となって、各種の対策に取り組まなければなりません。

以下では、「労働安全衛生法」及び「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」等に基づき、事業者が有所見率改善のために取り組むべき事項について解説いたします。

# 1 衛生委員会等における調査審議

【労働安全衛生法第18条第1項、労働安全衛生規則第22条】

事業者は、衛生委員会又は安全衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項について、調査審議させなければなりません。

具体的には、

定期健康診断の結果

その結果に対する対策の樹立に関する事

労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成  
に関する事 等

について、調査審議を行う必要があります。

## 2 健康診断の結果について医師等からの意見聴取

【労働安全衛生法第66条の4】

事業者は、定期健康診断の結果、当該検査項目に異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師（産業医）又は歯科医師の意見を聴かなければなりません。

（ 歯科医師からの意見聴取は、塩酸・硫酸等有害物のガス等が発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、歯科医師による健康診断を実施した結果、異常所見があると診断された場合に限り。）

なお、ここでいう「意見」の内容とは、以下の3区分のことです。

**通常勤務**（通常の勤務が可能なもの）

**就業制限**（勤務に制限を加える必要があるもの）

**要休業**（勤務を休ませる必要があるもの）

また、その聴取した医師等の意見については、各健康診断個人票に記載しなければなりません。

### 3 健康診断実施後の措置

【労働安全衛生法第66条の5】

事業者は、上記2の医師等から聴取した意見を勘案し、必要があると認められる場合には、当該労働者の実情を考慮して、

就業場所の変更

作業の転換

所定労働時間の短縮

時間外・休日・深夜労働の制限

出張業務の制限 等

の業務負担を軽減する措置を講じなければなりません。

また、作業環境等に問題が認められる場合には、作業環境測定の実施、施設・設備の設置・整備等の措置を講じなければなりません。

## 4 健康診断の結果の通知

【労働安全衛生法第66条の6】

労働者自身が、主体的に健康の保持増進のための取組を図るためには、自らの健康状態を正確に把握しておく必要があることから、事業者は、定期健康診断を実施した労働者に対し、所見の有無にかかわらず、その結果を遅滞なく通知しなければなりません。

なお、健康診断の結果は個人情報にも当たるため、本人以外の第三者に情報が漏れることのないよう十分な配慮と情報の管理が必要です。よって、事業者や衛生管理者、その他衛生管理のスタッフにおいては、労働者個人ごとの健康診断結果の内容等について、慎重な取扱いが求められます。

## 5 保健指導

【労働安全衛生法第66条の7】

事業者は、定期健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められた労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

なお、保健指導の内容としては、食生活の改善、運動の励行等日常生活面に対する指導のほか、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査の受診勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等が含まれます。

## 6 健康教育等

【労働安全衛生法第69条】

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談、その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を、継続的かつ計画的に講ずるように努めなければなりません。

なお、健康教育等は、有所見者のみならず、毎年検査値が悪化している等、将来的に有所見者となることが懸念される労働者に対しても、その実施対象に含めるべきものです。

各事業者においては、上記1～6記載の取組事項について、計画的かつ効果的な実施を図るため、あらかじめ年間(必要に応じて複数年)の「定期健康診断有所見率の改善に向けた取組計画」(別添の(例)参照)を策定し、漏れなく取組事項を実施して下さい。

また、その計画の実施状況については、衛生委員会又は安全衛生委員会において評価を行い、今後、見直すべき事項、又は充実強化すべき事項等について、将来の計画に反映させて下さい。(いわゆる「PDCAサイクル」の実施)

## 最後に

定期健康診断の有所見率の改善のためには、労使が共通認識・共通目標を持って、一体となって各種対策に取り組む必要がある訳ですが、特に労働者の生活改善に関する指導・教育を行う場合には、以下の3つの重点改善項目について留意の上、労働者の意識改革・動機付けを図る必要があります。

### 食生活の改善

・・・1日3食、カロリー・栄養のバランスを考えた食事を摂取すること。

### 飲酒・喫煙習慣の改善

・・・とりわけ有所見者においては、禁酒・禁煙を心掛けること。

(完全なる禁酒・禁煙が無理な場合には、その摂取量の制限を図ること。)

### 運動の改善

・・・1日最低20～30分間の歩行、又は同程度の運動(有酸素運動)を励行すること。